

2020 年度第 1 回定期自主検査指針・保安検査基準解釈専門分科会
次第

1. 日 時 : 2020 年 10 月 20 日 (火) 13:30~15:30
2. 場 所 : Web 開催 (CiscoWebex)
3. 定足数報告
4. 主査挨拶
5. 委員紹介
6. 副主査の指名
7. 議 題 :
 - (1) 高圧ガス保安協会の技術基準作成等【報告事項】
 - (2) 目視検査の方法に対する質疑応答の作成【審議事項】
 - (3) 作成済みの 2005 年、2011 年の質疑応答の今後の対応【報告事項】

配付資料

- 資料 1 定期自主検査指針・保安検査基準解釈専門分科会委員名簿
資料 2 高圧ガス保安協会の技術基準作成等
資料 3 目視検査の方法に対する質疑応答の作成
資料 4 作成済みの 2005 年、2011 年の質疑応答の今後の対応

- 参考資料 1 経済産業省 第 16 回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 高圧ガ
ス小委員会 (2020 年 3 月 12 日) 資料 3 (抜粋)
参考資料 2 経済産業省のパブリックコメント資料
参考資料 3 保安検査基準シリーズの目視、カメラの使用に関する規定概略

以上

委員等倫理心得

委員等は、以下の事項を遵守しなくてはならない。

（専門性の保持）

第1条 委員等は、自己の専門的知識と技術的良心に基づいて技術基準の作成に貢献すると共に、専門分野の技術力向上に絶えず努めなければならない。

（中立性の確保）

第2条 委員等は、公共の安全の確保を最優先に考えなければならない。

2 委員等は、専門家として中立的立場で行動し、関係者の利害関係の相反の回避に努めなければならない。

（秘密保持義務等）

第3条 委員等又は委員等にあった者は、技術基準の作成に関して知得した秘密を漏らしたり盗用したりしてはならない。また、それらの秘密を個人的な目的のために使用してはならない。

2 委員等は、各々の委員会等の承認なしに委員会等の名称を使い、委員会等の意見を公表してはならない。

（品位の保持）

第4条 委員等は、強い責任感をもって、その名誉を汚す行為を慎まなくてはならない。